

令和5年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
〈新規申請分〉



宮城県は、東日本大震災により被災し、現在においても経済的に修学困難である公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ すでにこの貸付を受けている方は、今回募集の対象外です。（新規申請ではなく延長の手続きとなります）

1 募集期間 令和5年 月 日（ ）～ 令和5年 月 日（ ）
（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸付対象者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により、福島第一原子力発電所災害地域で被災し、平成23年3月11日時点の居所が令和5年4月1日時点において帰宅困難地域になっており、修学が困難な状況にある生徒

※ 「修学が困難な状況にある」とは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

① 「令和5年度 高等学校等就学支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等就学支援金】

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国から支給される支援金

② 「令和5年度 高等学校等学び直しへの支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等学び直しへの支援金】

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間支給される支援金

③ 上記①、②以外で、「令和5年度 高等学校等就学支援金」の受給要件と同等の収入要件を満たす場合

3 保証人 保護者等1名が必要です。

※ 保証人は、独立の生計を営み、奨学生と連帯して債務を負担することができる者として
（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸付金額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 令和5年4月～令和6年3月

貸付方法： 年額を一括振込（11月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振入します。

6 申請に必要な書類

①～④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。

場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

（裏面に続きます）

イ 申請書等

	必要書類 (全て原本)
全員共通 提出書類	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書 ④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振入口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの ⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類 (被災証明書等) 該当者のみ ⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。

ロ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
(1) 高等学校等就学支援金 (「学び直しへの支援金」を含む) を受給している生徒	高等学校等就学支援金 (「学び直しへの支援金」を含む。) 支給決定通知書の写し
(2) 上記 (1) 以外の生徒	親権者 (貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者) の、市町村発行 令和5年度 (令和4年分) 課税証明書

7 償還について

- 償還は口座振替によって行います。償還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」と「月賦+半年賦」の併用があり、「償還明細書」提出時に選択することになります。
- 口座振替には振替手数料がかかります。償還者本人の負担となります。
 七十七銀行の口座利用の場合・・・1回あたり 52円 (消費税込み)
 七十七銀行以外の口座利用の場合・・・1回あたり 165円 (消費税込み)

(月賦の償還例)

借入金額	償還年数	償還回数	償還月額	最終回償還額
240,000円	6年	72回	3,333円	3,357円
480,000円	9年	108回	4,444円	4,492円
720,000円	9年	108回	6,666円	6,738円

8 償還猶予及び免除について

- (1) 高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下の場合、申請により最大5年まで償還猶予とし、5年経過後も奨学生本人の年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除することができます。
- (2) 高等学校等を中途退学した場合や、高等学校等を卒業し、5年経過するまでに奨学生本人の年収が300万円を超えることとなった場合は全額償還となります。

申込み手続等の詳細は、各学校にお問い合わせください。



宮城県教育委員会